

中国税務登記抹消について

(2017年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部ビジネス展開支援課

調査レポートの利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地税務会計事務所デロイト・トゥシュ・トーマツ北京事務所に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本調査レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびデロイト・トゥシュ・トーマツ北京事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびデロイト・トゥシュ・トーマツ北京事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

北京事務所

E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

1	はじめに	1
2	一般企業および外国企業常駐代表機構(代表処)の清算手続きの比較.....	2
3	外国企業常駐代表機構(代表処)の税務抹消手続き	3
4	代表処の納税状況の確認における留意事項.....	6
5	税務登記抹消の進捗に影響を与える要素.....	8

中国税務登記抹消について

1 はじめに

現在、中国における日系企業の間で、中国現地法人等の事業再編案件が増加している。事業再編については、中国の制度上多様な方法が認められており、目的にあった方法を選択していく必要がある。うち、撤退に関しては、清算と持分譲渡に大別できるが、本調査レポートでは清算に関して、とりわけ問題になりやすい税務登記抹消の手続きおよびその注意点を中心に解説していく。

清算は、いわば企業運営における最後のステージである。例えば、業績不振で今後も利益の獲得が難しい場合、もしくは合弁先とのトラブル等により今後会社を継続していくことが困難であると予想される場合、清算手続きを行うことになる。清算においては、法人を解散するとともに、その資本関係、労使関係、債務関係等を整理するため、数々の手続きを適式に実行せねばならない。

本調査レポートでは、外国企業常駐代表機構(駐在事務所、以下「代表処」)の税務登記抹消の手続きに焦点を当てて説明する。外国企業常駐代表機構(代表処)は中国においてよく存在する外国機構の一形態である。しかし最近、中国市場開拓を推進するため現地法人や投資性企業などが設立される中で、以前中国進出の足掛かりとして設立された日本企業の常駐代表機構(代表処)の有する機能(本部との連絡、市場調査、広告宣伝等)が現地法人や投資性企業により代替される傾向がみられ、外国企業常駐代表機構(代表処)の存在意義は薄れつつあるといえる。

代表処の清算手続きは一般法人の清算手続きに比べて簡易となっているが、税務登記の抹消手続きにおいては、一般企業と同様に問題となるケースが散見され、それが原因となって清算手続き全体が遅延する場合も少なくない。このような状況に鑑みて、以下では、代表処の税務登記の抹消手続きにおいて必要とされる事項および留意点を整理してみたい。

2 一般企業および外国企業常駐代表機構(代表処)の清算手続きの比較

通常、中国現地法人の解散・清算は、以下のようなプロセスで行われている。

順番	事項
1	株主総会もしくは董事会（取締役会）決議による企業清算の決議(清算開始日)
2	履行中の契約、未完了の業務の処理
3	原認可機関(「主管上級部門」)への清算申請および許可
4	清算委員会の設置、清算業務の開始
5	債権者への通知、新聞紙上での公告、債権者からの債権の届出および認否
6	原認可機関の承認
7	固定資産・在庫品等の売却、競売会社への依頼、債権の回収、債務の弁済
8	会計監査
9	税務登記、税関登記、外貨登記等の抹消
10	送金および企業登記抹消

これに対して、外国企業常駐代表機構(代表処)の清算手続きは以下のとおりである。手続きは比較的簡易となっているが、税務登記の抹消は避けて通ることのできないステップとなっている。

順番	事項
1	外国企業常駐代表機構(代表処)の撤退についての本社による意思決定
2	本社および仲介機構による申請書と関連資料の準備
3	会計士事務所による経費の会計監査(3年分)の実施
4	税務登記の抹消：資料とともに、地方税務局、国家税務局、税関(必要あれば)への正式な登記抹消申請の提出

5	外貨登記等の抹消
6	工商企業登記抹消

3 外国企業常駐代表機構(代表処)の税務抹消手続き

外国企業常駐代表機構(代表処)は、外国企業の在中代表として、月ごとの経費をベースにみなし利益を乗せた上で計算する経費課税により企業所得税を納めていることが多い。かかる経費とは、外国企業常駐代表機構(代表処)の賃料、光熱費、中国人従業員の給与・賃金と賞与などの直接経費に加えて、外国人駐在員(首席代表および一般代表)の給与・賃金と賞与と代表処負担の個人所得税、中国と日本間の渡航費などの代表処経費として帰属させるべき本社支出の経費も含まれている。

外国企業常駐代表機構(代表処)の税務抹消手続きに際しては、税務当局は、外国企業常駐代表機構(代表処)の税務登記の抹消申請を受理する段階で、外国企業常駐代表機構(代表処)にさまざまな資料やデータなどの提出を要求し、上記の経費が漏れなく的確に申告されていたことを確認する。

現在、北京における税務登記抹消の流れはおおむね下記のとおりである。

順番	フェーズ 1 地方税務局登記抹消	フェーズ 2 国家税務局登記抹消
1	申請	申請
2	地方税務局が受理。	国家税務局が受理。
3	清算担当部門にて、資料の審査、追加説明の聞き取りを実施する。	税務担当官がケースを担当し、資料の審査、追加説明の聞き取りを実施する。
4	清算担当部門より『清算完成説明書』が発行される。	国家税務局より『税務事項通知書』が発行される。
5	税務登記抹消	税務登記抹消

なお、北京において税務登記抹消に必要となる書類は、本調査レポート作成時点においては以下のとおりとなっている。

地方税務局	
1	税務登記証原本、および副本
2	納税清算申告表原本(税務局様式)
3	首席代表の授権委託書および受託者の身分証明書の副本
4	本社が発行した抹消申請書の原本および中国語参考訳文
5	仲介機構が発行した清算期間に関する税務監査報告書または会計監査報告書
6	本社発行にかかる、代表処首席代表および一般代表が清算期間内に中国勤務で稼得した所得の証明書
7	首席代表パスポートの全副本(帰国の日付が必要。)
8	清算期間内における代表以外の従業員の給与明細および納税証明
9	不動産の賃貸契約、その他すべての契約
10	代表処の元帳および各勘定科目の明細帳
11	代表処の公印
12	中国人民銀行が発行する『開設済み現行口座リスト』
13	銀行勘定調整表
14	税務局が要求するその他書類/情報

国家税務局	
1	税務登記証正・副本あるいは地税より発行される「税務登記抹消の申請に係る審査許可書」
2	代表処が発行した抹消申請書原本、および中国語参考訳本
3	代表処抹消に関する取締役決議
4	地税局発行に係る税務登記抹消証明書
5	「税務登記抹消の申請に係る審査許可書」(税務局様式)
6	抹消年度および抹消一年前の年度の清算税務監査報告書
7	「非居住者企業所得税の年度申告表」(税務局様式)
8	代表処公印
9	税務局が要求するその他書類/情報

4 代表処の納税状況の確認における留意事項

代表処の税務登記の抹消に際しては、地方税務局と国家税務局は、以上に記載した各種の書類、および適宜追加で要請される説明や書類等に基づき、少なくとも最近 3 年間に於いて当該代表処が納税義務を完全に遂行していたこと(つまり、納付すべき税金をすべて納付済であること)を確認するための審査を実施する。

かかる審査を通して、本来、納付すべき税金を完全に納付していないことが判明した場合、かかる税金の追徴に加え、延滞金および罰金を課せられる場合がある。

以下は、代表処の税務登記の抹消申請に際して地方税務局もしくは国家税務局から指摘される可能性のある主な論点を、税源ごとにまとめたものである。

税種		項目および 課税方法	説明
地 税	個人所得 税	各種の手当、海外 で支給されている 所得など	免税所得項目として扱っている項目が否認 される場合、個人所得税を追徴される可能 性がある。
		日本での社会保険	日本本社が負担する海外社会保険料は従前 非課税とされていたが、その根拠であった 国税発[1998]101 号文第二項目の規定が 2011 年 1 月に廃止された後、一部の地域 (北京、天津を含む)において、かかる金額を 中国において課税対象とみなす動きが強ま ってきている。
	営業税 (2016 年 4 月 30 日以前)	経費ベースの収入 換算方式 ¹	銀行勘定調整表に基づき、代表処において 実際に発生した経費支出額を算出すること ができる。申告上の経費支出総額が銀行勘 定調整表に基づき算出される費用より少な い場合、追徴リスクがある。
固定資 産税(房 産税)	価値による課税 (不動産を有し、 また自社で使用す る場合)と家賃に よる課税(不動産 を有し、またそれ を他社に貸し出す	日本本社が中国における不動産を有し、そ の代表処に貸し出す場合、房産税の納税義 務者である日本本社から房産税を徴収する のが困難なことから、代表処が源泉徴収義 務者として税務局により、家賃に基づき計 算される房産税を徴収されるケースもあ る。	

¹ 実際収入課税方式は実際の営業税課税収入がある場合に税金を納付しなければならないので、ここでリスクとして考慮しない。

		場合)に分けられる。	
国 税	増値税 (2016年 5月1日 以降)	経費ベースの収入 換算方式 ²	かつて営業税申告が不要とされた駐在員事務所において、国家税務局と地方税務局から新たな通知もなく増値税を引き続き申告不要として処理している場合がある。現時点では明確な規定はないが、国家税務局は本方式に準ずる事務所に対し、経費額を海外から受け取る「業務代理収入」だとみなすことにより代表処に対して、増値税の申告を求める方向である点に留意が必要である。
	企業所得 税	経費ベースの収入 換算方式 ³	銀行勘定調整表に基づき、代表処において実際に発生した経費支出額を算出することができる。申告上の経費支出総額が銀行勘定調整表に基づき算出される費用より少ない場合、追徴リスクがある。 2011年に企業所得税をゼロ申告している駐在員事務所に対し、企業所得税徴収方式の調整が要請されて以来、当局は新たな免税申請を受理しない方向である。また、増値税の項目で記載したとおり事務所の経費を「業務代理収入」とみなす方向であることから、ゼロ申告をしている駐在員事務所に対して、今後課税方式の変更を再度求められる可能性がある。 なお、代表処に関して「単なる補助的、連絡的な業務に従事し、あらゆる経営活動を行ったことが無い」という日中租税協定の規定に基づき、企業所得税のゼロ申告を引き続き享受することができたとしても、『非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法』の発効により上記租税条約上の恩恵の享受に関する管理が標準化される中で、税務局による管理が強まることが見込まれる。

² 実際収入課税方式は実際の増値税課税行為が発生する場合に税金を納付しなければならないので、ここでリスクとして考慮しない。

³ 実際収入課税方式は実際の収入が発生する場合に税金を納付しなければならないので、ここでリスクとして考慮しない。

5 税務登記抹消の進捗に影響を与える要素

以上のとおり、代表処の税務登記の抹消の申請に際しては、地方税務局と国家税務局において所定書類および各種追加資料・情報に基づき納税義務の完全性を審査している。よって、一般的には、資料の不備および税金の追納が税務登記抹消の進捗に大きな影響を与える要素といえる。

さらに、実務上の論点として、税務当局の管理体制の変化にも留意されたい。北京市地方税務局は2016年11月24日、ウェブサイトにおいて「北京地方税務局第一直属分局(第五査察局)に所属する納税者の管轄税務機関関連事項に係わる通知」を公布した。当通知に基づき、これまで北京地方税務局第一直属分局の管轄となっていた納税者は、一律に北京市東城区地方税務局の管轄に属することとなった。このような管轄変更が税務登記抹消案件の進捗に少なからず影響を与えているという見方もある。

以上により、理論的には代表処の登記抹消手続きにかかる時間は6カ月程度であるにもかかわらず、資料の不備、および税金の追納などの要因に加え、当局側の管理体制の変更の影響を受けた結果、実際の登記抹消手続きの完了に1年以上を要するケースも見受けられる。

以上、実務経験に基づき、代表処の税務登記抹消の留意点をまとめた。一方で、税務登記抹消に関しては、税務当局および税務担当官の判断による側面もあり、関連規定が明らかでない場合、または、所轄税務局の判断意見と法規との間に齟齬が生じる場合もある。税務登記抹消においては、税務/法務コンサルタントの意見も踏まえた上で、積極的に税務当局と意思疎通を行っていくことが望ましい。

以上